

第 737 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 9 月 30 日 (木) 13 時 58 分～14 時 11 分

場 所 横浜市開港記念会館 2 階 「9 号室」

議題

1 諮問事項

- (1) 小型機船底びき網漁業（手繰第 3 種漁業）に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) さより機船船びき網漁業の制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) 固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間について (資料 3)

2 その他

- (1) 令和 3 年 12 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業認可方針等（千葉県、東京都及び静岡県） (参考資料 1)
- ② 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 GL、相澤副技幹、原田主査、中川技師

(※) 青木勇委員及び青木勝海委員は県小田原水産合同庁舎より、宮川副会長、福本副会長、石橋委員、小澤委員、小菅委員及び山田委員は県水産技術センターより、それぞれビデオ会議により参加

議 事
滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

本日も緊急事態宣言下での開催となりますので、小田原水産合同庁舎と水産技術センターにもお集まりいただき、ビデオ会議で参加していただいております。御了承願います。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしく願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

ただいまから第737回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が3件と、その他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

玉置委員、福本委員、よろしいでしょうか。

両委員
議 長

了 承

よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず諮問事項(1)「小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

小田原水産合同庁舎と水産技術センターの方はいかがでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決めます。

続きまして、諮問事項(2)「さより機船船びき網漁業の制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

今回、制限条件の中に隻数の話が入っていませんが、基本的にさより機船船びき網というのは、従来から2そうびきが原則だと思います。

過去には1そうびきでもやりたいという話もあったようですが、その辺り

現状としてどうなのかというのが1点です。

また、仮に2そうびきを許可するという条件を付す必要があるのでしょうか。

水) 原田主査

1そうびきについてはかなり以前に要望があり、相模湾試験場で1そうびきの試験をやったのですが、試験途中で終了しています。

最近では1そうびきの要望はありません。

ただ、技術上難しくないということであれば、1そうびきも許可の対象にするということは将来的な課題として検討していく予定です。

ただ、今のところ要望としては出ていないので、現時点では検討はしていません。

鵜飼委員

ということは、将来1そうびきの可能性を残すために、2そうびきを条件とはしないということですか。

水) 原田主査

本県のさより機船船びき網の漁業実態は、現実的に1そうびきが難しく、2そうびきが基本となっていますので、現状、特に許可の条件にはしていませんということですか。

鵜飼委員

分かりました。

議 長

今の御質問は、2そうびきと1そうびきがあるが、その現状はどうかという質問で、現状は1そうびきの希望がなく、2そうびきのみであるということです。

また、将来的には、1そうびきでも可能であれば許可の対象とすることを考えているという御回答です。

他に御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続きまして諮問事項(3)「固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

漁業許可対象者が横浜東漁協と生麦子安漁業連合組合という2団体ですが、許可の数の内訳を教えてくださいませんか。

水) 相澤副技幹

現在の許可は、横浜東漁協が5件、生麦子安漁業連合組合が2件となっています。

鵜飼委員 この許可の経緯というのが過去にあると思いますが、川崎航路に入っているということで、非常に操業上の安全性の問題があると思います。

水) 相澤副技幹 最近特に問題は生じてないということによろしいですか。

鵜飼委員 調査においてトラブルなどは聞いていませんので、ないものと承知しています。

鵜飼委員 ここは本線航路で、大型船の輻輳する区域で刺し網をかけるというのは至難の技と言いますか、漁業者側は安全確保に大変苦労されているのではないかと思います、その辺の要望というのは特にないでしょうか。

水) 相澤副技幹 許可範囲を広くしてほしいという要望はありますが、委員御指摘のような、危険であるといった申出は聞いておりません。

鵜飼委員 逆に危険だから広げてあげた方がいいのではないかという考え方もありますが、いかがでしょうか。

水) 相澤副技幹 お話を聞いていると、安全か危険かという観点ではなく、漁場が狭いことについての御要望となっています。

鵜飼委員 操業上の危険についてどのようにお考えになっているかということについては、今後深く聞いていきたいと思います。

鵜飼委員 分かりました。

議 長 他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員一同 特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 了 承

委員一同 それではそのように決定いたします。

議 長 最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

委員一同 それでは本日の委員会はこれで閉会といたします。

以上